

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 両神小鹿野線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>小鹿野町両神薄字日蔭八二四八番四地 先から同町両神薄字日蔭八二四四番 一地先まで</p>		区 間
一三・〇〇〇〇二八・四〇	一三・〇〇〇〇四六・六〇	敷地の幅員 (メートル)
八〇・〇〇		延長 (メートル)
		備考  道路区域の一部変更 である。